

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、下記のとおり定例監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成30年11月14日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 高橋 富美子

記

1. 監査の対象

教育総務課の平成30年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

2. 監査の期間

平成30年10月16日から平成30年10月31日まで

3. 監査の方法

監査対象課等に監査資料の提出を求め、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取することにより監査を実施した。

4. 監査の結果

提出された資料等に基づき、関係諸帳簿を照合確認したところ、計数的に正確であると認めた。また、業務の執行についても概ね妥当であった。

ただし、次の事項については改善措置が必要と認められる。

○学校施設の使用許可に関して、使用料が前納になっていないものがあったため、学校と連携して使用者に周知するなど、学校施設使用条例に基づく適正な事務処理に努めること。